

## 令和 7 年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針

防衛省は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 7 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

### 第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

#### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当省は、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、令和 7 年度も引き続き比率が 61%、金額が約 9,698 億円になるよう目指すものとする。

#### 2 新規中小企業者向け契約目標

前項の中小企業・小規模事業者向け契約のうち、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の契約比率については、基本方針において、「前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として 3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」とされているところ、当省においても、前年度までの実績を上回るよう努め、3%以上を目指すものとする。

#### 3 推進体制

各機関は、第 4 の第 2 項に掲げる部局等と連携のもと、中小企業者の受注の機会の増大のために本方針に定められた措置等を推進する。

### 第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当省は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

## 1 官公需情報の提供の徹底

### (1) 個別発注情報の提供と説明

- ① 一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報について、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者を提供するよう努めるほか、近傍の機関・部隊等、地方自治体、商工会議所等への発注情報の掲示を行うことにより、地域の中小企業・小規模事業者の参入機会の拡大に努めるものとする。
- ② 物件等（物件、工事及び役務をいう。以下同じ。）の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

### (2) 官公需に関する相談体制の整備

官公需に関する相談体制として、工事に係るものについては整備計画局建設制度官に、工事以外に係るものについては防衛装備庁調達管理部調達企画課に、それぞれ総合的な「官公需相談窓口」を、また、契約担当官等を置いている各機関・部隊等に「官公需相談窓口」を設けており、中小企業・小規模事業者からの官公需相談について適切に応じるものとする。

## 2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

### (1) 総合評価落札方式の適切な活用

物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として、品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

### (2) 分離・分割発注の推進

- ① 物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、費用対効果において優れたものとする等々を十分検討（公正性についての検討を含む。）

しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、調達を費用対効果において優れたものとする等を検討しつつ、商品等を種類ごとに分離すること、契約期間を一定期間ごとに分割すること等、分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

- ② 工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されていることに鑑み、こうした要請を前提とした分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

### (3) 適正な納期、工期、納入条件等の設定

- ① 物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組、関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越し、国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。あわせて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。
- ② 物件等の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

- ④ 物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行

う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達の削減をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

また、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書（令和7年3月27日策定）」にのっとり、当該受注事業者に対して誓約書の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮**

- ① 一括調達又は共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な納入場所の設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

- ② 既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

#### **(5) 知的財産権の取扱いの明記**

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活

用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

#### (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 一般競争及び指名競争並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式※により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

※ オープンカウンター方式

発注者が見積りの相手方を特定せず、調達内容等を公示し、参加を希望する者から広く見積りを募る方式。

- ② 一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者（一等級又は二等級下位の等級者）の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

#### (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

## **(8) 調達手続の簡素・合理化**

- ① 競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 政府電子調達システム（G E P S）又は電子契約システムを利用するなど、調達手続における電子的手段の利用に努めるものとする。

## **(9) 国と地方公共団体が連携した情報共有・交換のための協議会**

「地域発注者協議会」\*等において、工事等（工事及び工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るよう努めるものとする。

※ 地域発注者協議会

発注者間の連携を図るため、地域ブロックごとに組織された協議会。

## **3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮**

### **(1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮**

- ① 小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- ② 特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

### **(2) 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大**

- ① 技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日。政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）に基づく入札参加機会の拡

大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。また、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等に努めるものとする。

- ② 高度かつ独自の新技术を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、受注機会の増大を図るため、スタートアップからの公共調達促進に関する関係府省庁等会議において関係府省庁等で申し合わせた「高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）」の一層の活用を努めるものとする（ただし、当該方式による場合は、防衛省におけるスタートアップ技術提案評価方式の運用について（防装庁（事）第422号。令和6年12月4日）の規定によることとする。）。

### **(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用**

- ① 各機関・部隊等において消費される物件等については、各機関・部隊等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 特に、少額の随意契約により調達する物件等については、地域経済に寄与する観点も踏まえ、契約実績のある事業者だけでなく、各機関・部隊等の所在する地域の中小企業・小規模事業者を可能な限り見積先に含めるとともに、オープンカウンター方式を活用し、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

### **(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価**

- ① 地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。
- ② 工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等、地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用を努めるものとする。
- ③ 業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を

通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

#### (5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。あわせて、休日の付与、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、第1項第2号に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- ② 一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等、積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 特に、工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 地域における工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、工事等の規模等を適切に定めるものとする。
- ⑤ 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずることとする。
- ⑥ その発注に係る工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工

事等の契約について、当該技術等及び受注が可能な者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることを留意する。

- ⑦ 当省では、WTO基準額未滿かつ特段の事象が認められない工事の契約に際して付す契約保証<sup>※</sup>について、保証金の額を引き下げる等の取組を行っており、引き続き、契約保証に係る制度の適切な運用及び中小企業・小規模事業者への周知に努めるものとする。

※ 契約保証

契約の相手方の契約上の義務の完全な履行を確保し、万一、その者が契約上の義務を履行しない場合には、その損害の賠償を容易にすることを目的とする保証。

(6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②及び④に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、各機関・部隊等の近傍に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契

約を行うことができること。

- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力第2項第2号に掲げる分離・分割発注を行うこと。
- ④ 燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

**(8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知**

役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な人件費を確保すること、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

**(9) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮**

- ① 特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。
- ② 中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、受注者による債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、当省の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者へ情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

**4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進**

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の実現を図るため、適切な対策を講ずるものとする。

#### (1) **ダンピング防止推進の周知**

ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

#### (2) **適切な予定価格の作成**

役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっ

ては、物流効率化基本方針を踏まえ、当省と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

### (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。
- ③ 低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認する。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

### (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、第2号に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどによ

り、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

- ② 契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

#### (5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、発注者は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。

なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。

- ② 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①及び②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費や

エネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年１１月２９日策定。以下「労務費の指針」という。）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして、発注者から少なくとも年に１回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するように配慮することとする。

#### **(6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応**

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

### **５ 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮**

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、特に以下の措置を講ずるものとする。

#### **(1) 官公需相談窓口における相談対応**

官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

#### **(2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払**

被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

**(3) 地域中小企業の適切な評価**

被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

**(4) 適切な予定価格の作成**

被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、第4項第2号に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

**(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約**

物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等を行うことがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

**(6) 官公需を通じた被災地域への支援**

被災地域の復興を支援するため、各機関・部隊等の隊員食堂等における食材、表彰等の行事における記念品等、地域性の高い物品を調達する場合には、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、各機関・部隊等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

**6 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮**

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、前項第1号から第4号まで及び前項第6号と同様の措置を講ずるものとする。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

#### 1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、工事については、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

#### 新規中小企業者への配慮

- (1) 役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- (2) 少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

- (3) 新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他に

いないことが明らかなときは、公募の手続を省略することができることに留意するものとする（ただし、公共調達に適正化を図るための措置について（装管調第107号。27.10.1）第1項第6号に該当する場合に限る。）。

- (4) 指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- (5) 新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、適切に対応するものとする。

## 2 組合の活用に関する基本的な事項

### (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。

なお、独立行政法人等についても同様に本協定の適用除外とされている。

### (2) 官公需適格組合の活用

官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。

## 第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増

## 大に関し必要な事項

### 1 本方針の適用範囲

本方針は、当省の全ての部局に適用する。

### 2 情報の提供

整備計画局建設制度官及び防衛装備庁調達管理部調達企画課は、中小企業庁から提供された中小企業者の受注機会の増大に資する情報を各機関・部隊等に提供する。

## 附 則

官公需法第5条第3項の規定により、本方針は速やかに公表する。